

令和2年7月31日

## 「福井市ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社の 地方創生に関する包括連携協定」の締結について

福 井 市  
北陸電力株式会社  
北陸電力送配電株式会社

福井市（市長：東村 新一）ならびに北陸電力株式会社（執行役員 福井支店長：村田 良昭）および北陸電力送配電株式会社（執行役員 福井支社長：古田 勝）は、本日、「地方創生に関する包括連携協定」を締結いたしました。

本協定は、福井市ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社が相互に連携しながら地域が抱える課題やニーズに対応し、地方創生に寄与することを目的に締結するものです。

### 【連携事項】

1. 地域の安全安心、災害対策に関すること
2. 環境・エネルギーに関すること
3. 観光振興・まちづくりに関すること
4. 産業振興や担い手に関すること

<別紙1> 包括連携協定の締結内容（概要）

<別紙2> 包括連携協定書

### 【お問い合わせ】

福 井 市：市民生活部 環境事務所 環境政策課（電話）0776-20-5609

北 陸 電 力：福井支店 総務部総務地域チーム（電話）0776-29-6966

北陸電力送配電：福井支社 総務担当（電話）0776-25-8723

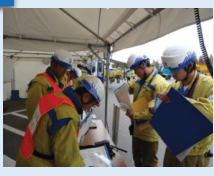
「福井市ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社の地方創生に関する包括連携協定の締結内容（概要）」

令和2年7月31日  
福井市  
北陸電力株式会社  
北陸電力送配電株式会社

3者は、この包括連携協定に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、地方創生に寄与することを目的として、以下の4つの連携事項について検討・推進して参ります。  
※下記の■は主な連携事項の具体例

1. 地域の安全安心、災害対策に関すること

- 防災訓練や情報連絡など災害の未然防止に向けた相互の連携
- 災害発生時の電源確保に関する協力
- 災害対策に関する相互の連携
- 子どもや高齢者の見守り活動の推進
- 多文化共生社会への協力
- 新型インフルエンザ等の感染症拡大防止への協力



総合防災訓練



電源車による災害時の復旧作業



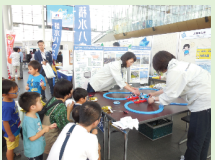
防犯カメラ設置



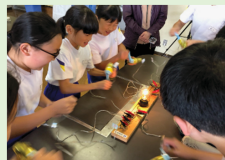
子ども110番の車

2. 環境・エネルギーに関すること

- COOL CHOICE FUKUI事業への協力
- 省エネルギーへの協力
- 再生可能エネルギー等の利活用の推進
- エネルギーに関する教育・啓発活動の実施
- 3R(リユース, リデュース, リサイクル)の推進
- 水道の自動検針化に向けた協力
- 自然環境保全活動への協力
- 環境美化活動への協力



COOL CHOICE イベント



エネルギー出前講座



省エネコンサル



環境美化活動

3. 観光振興・まちづくりに関すること

- 観光地の魅力向上に向けた取組みへの協力
- 北陸新幹線や並行在来線の開業に関するまちづくりへの協力
- 福井市が実施するイベントへの協力
- 都市景観づくりへの協力



福井市宣伝隊長



並行在来線



ふくい桜まつり



事業所周辺の緑化

4. 産業振興や担い手に関すること

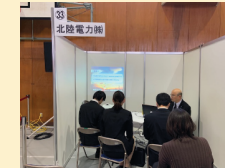
- 産業創出や活性化への協力
- 地産地消の推進
- 移住やUIターンなどの担い手の確保
- 女性活躍の推進



地域産業との連携



市産品のイベント



企業説明会



育児休業復帰セミナー

福井市ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社の  
地方創生に関する包括連携協定書

福井市（以下「甲」という。）ならびに北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「三者」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地方創生に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 三者は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1） 地域の安全安心、災害対策に関すること
- （2） 環境・エネルギーに関すること
- （3） 観光振興・まちづくりに関すること
- （4） 産業振興や担い手に関すること

2 三者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から2021年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、三者いずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第4条 三者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 三者は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、三者協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、三者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年7月 日

甲 福井県福井市大手3丁目10番1号  
福井市長

東村 新一（自署）

乙 福井県福井市日之出1丁目4番1号  
北陸電力株式会社  
執行役員 福井支店長

村田 良昭（自署）

丙 福井県福井市日之出1丁目4番1号  
北陸電力送配電株式会社  
執行役員 福井支社長

古田 勝（自署）